

富士市公会堂排水設備接続工事費補助金制度

この制度は、公共下水道の利用促進と公共水域の水質保全、地域環境の向上を図るため、公会堂の排水設備を公共下水道に接続する町内会に対する補助金制度です。

対象となるのは？

町内会（地域住民により自主的に組織された自治会）で管理する公会堂（集会所等で地域住民が利用する施設）における、し尿や生活雑排水を公共下水道へ排出するための工事費用です。

ただし、新築や建物の建替え工事の場合は対象としません。

補助内容は

接続工事費の2分の1です。（千円未満切り捨てとなります。）

申請から交付までの流れ

工事前に申請書を提出してください。（指定工事店が代行で申請してもかまいません。）

- 提出する書類は
- ・富士市公共下水道に伴う公会堂排水設備接続工事費補助金交付申請書（第1号様式）
 - ・工事見積書（原本）※
 - ・平面図及び断面図 ※
 - ・位置図 ※
 - ・その他市長が必要と認める書類



工事完了後に報告書を提出してください。

- 提出する書類は
- ・富士市公共下水道に伴う公会堂排水設備接続工事完了報告書（第3号様式）
 - ・口座振替申請書
 - ・工事請求書（原本）※
 - ・領収書の写し ※
 - ・工程写真（日付は入れないこと）※
 - ・その他市長が必要と認める書類
- ※の書類は指定工事店が作成します。



報告書を審査した後、市から町内会に補助金の確定通知を送付します。

指定口座に補助金を入金します。（確定通知送付後、10日から2週間後）

お問い合わせ
富士市役所 上下水道営業課
下水道使用料担当
電話 67-2828（直通）
Fax 67-2891